

# 第 51 回 徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

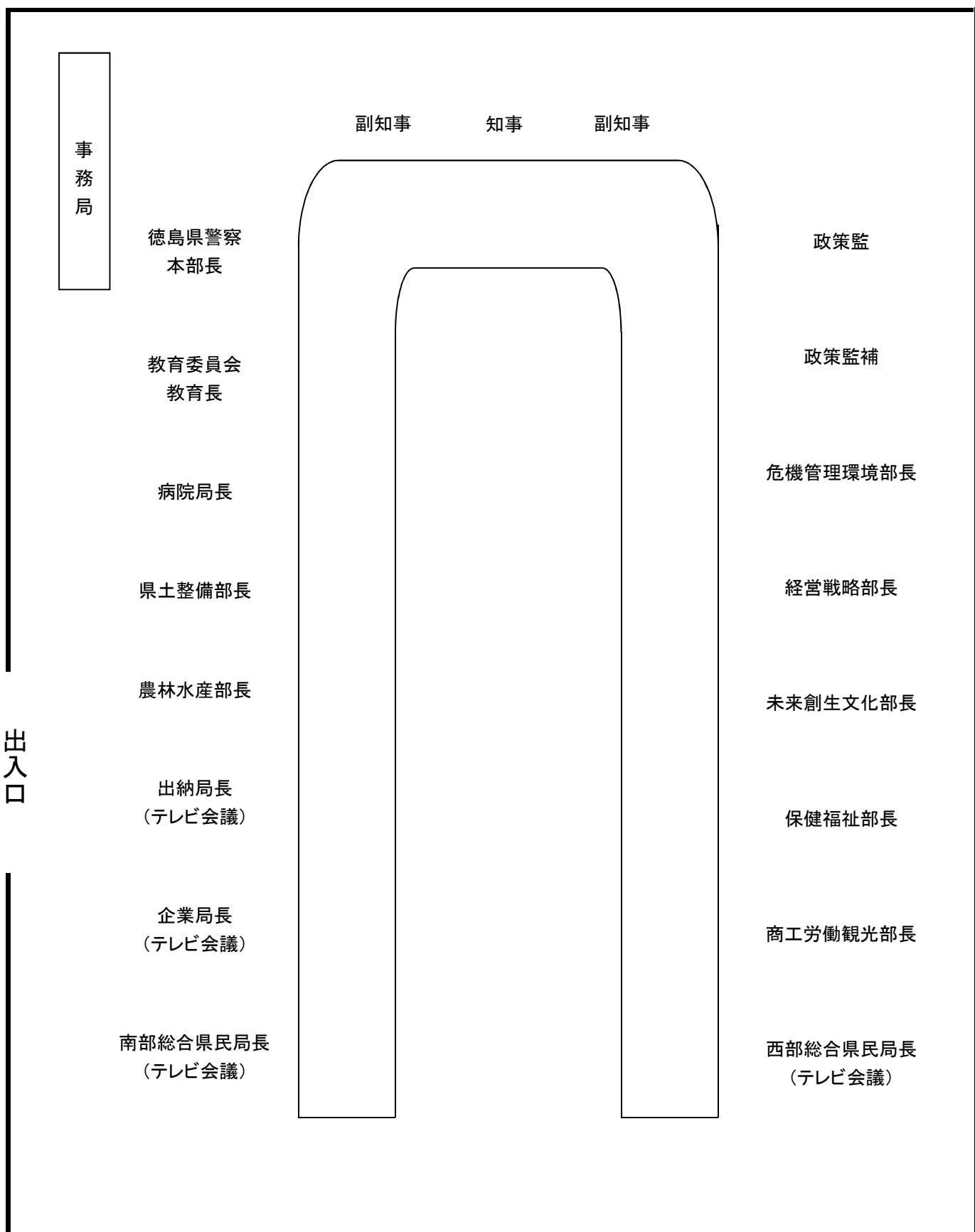
(徳島県新型インフルエンザ等対策本部会議)

日 時：令和 3 年 5 月 4 日（火）  
午後 4 時 1 5 分から  
場 所：県庁 3 階 特別会議室

## ◎協議事項

○感染状況を踏まえた対応について

# 徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



# 資料 1

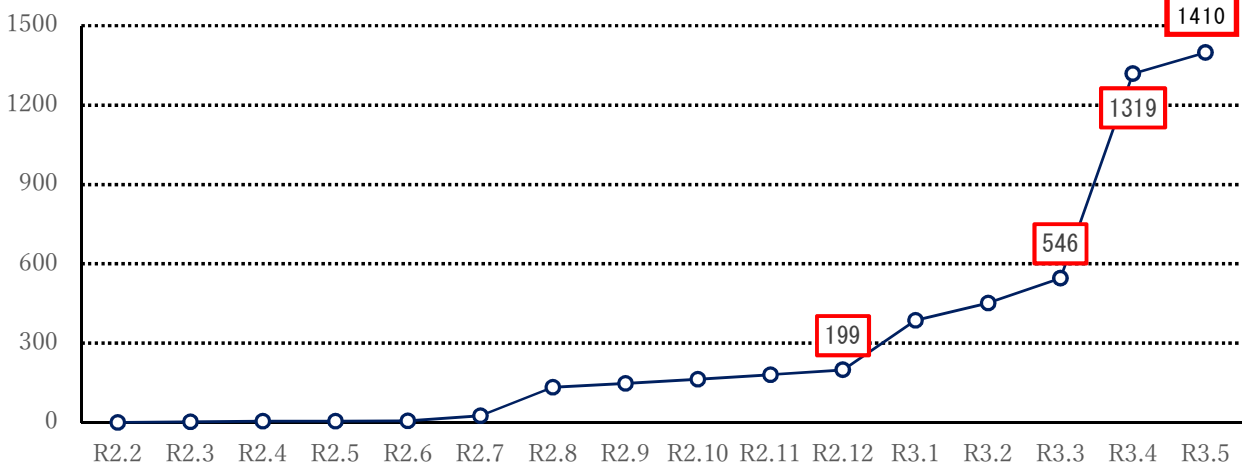
令和 3 年 5 月 4 日  
保 健 福 祉 部

## 1. 県内の感染状況

○直近 10 日間の新規感染者数と感染経路不明割合の推移

4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4
44 名	29 名	15 名	21 名	46 名	25 名	24 名	20 名	<b>60 名</b>	11 名
<u>16.0%</u>	<u>18.1%</u>	<u>17.2%</u>	<u>16.5%</u>	<u>10.6%</u>	<u>12.3%</u>	<u>18.6%</u>	<u>20.0%</u>	<u>17.1%</u>	<u>19.8%</u>

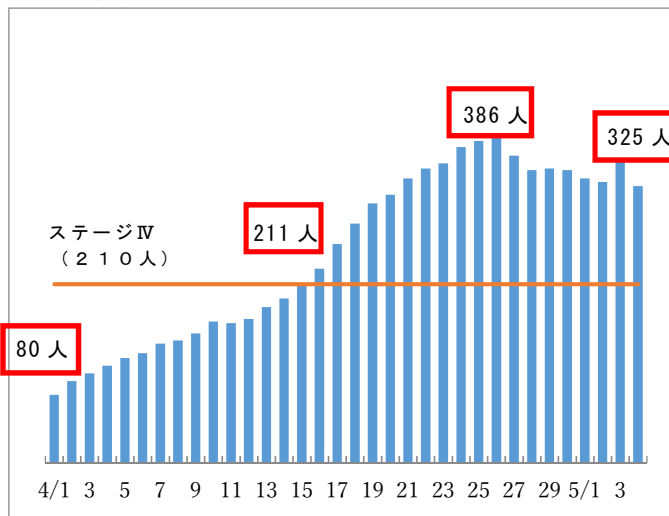
○累計感染者数の推移



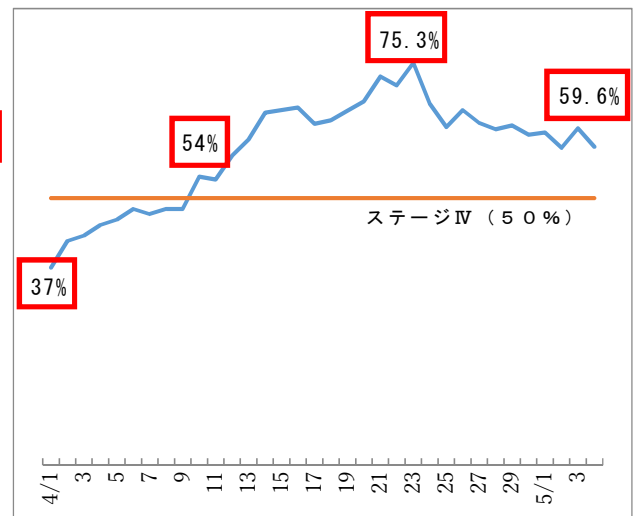
※ R3.5 における累計感染者数については、5月4日時点

## 2. 医療提供体制の状況

○療養者数の推移



○確保病床の使用率の推移



# 資料 2

5/4(火)時点

## ○ とくしまアラートに係る指標について

感染の状況	医療提供体制の負荷				監視体制
	③病床のひっ迫具合				
	入院医療	うち重症者用 (確保病床の使用率)	(参考) 宿泊療養施設 稼働率	④療養者数	
②感染経路 不明割合					(入院率)
①直近1週間 (4/27~5/3)の 新規報告者数					
207人 うち、60歳以上 (66人)	59.6% (161/270)	48.0% (12/25)	66.7% (164/246)	325人 (入院:161人 宿泊療養:164人)	2,159件 先週の 検査件数3,307件
(参考)10万人あたり					
28.44人 (207人 / 72.8万人)					
44.65人 (325人 / 72.8万人)					

## (参考)とくしまアラート発動基準

ステージ	10人以上	30人以上	100人以上	170人以上	①直近1週間の新規報告者数	②「直近1週間の新規報告者数」	③「直近1週間の新規報告者数」	④「直近1週間の新規報告者数」	⑤「直近1週間の新規報告者数」
ステージⅠ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ステージⅡ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ステージⅢ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ステージⅣ	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※病床のひっ迫具合、療養者数は、**5月4日(火) 午前0時 現在**  
 ※直近1週間の新規報告者数、感染経路不明割合、検査件数、陽性率の**基準期間**は、**4月27日(火)**  
 ※陽性率は、県検査のほか、医療機関による検査結果を含み、民間検査会社による検査結果を除く。  
 ※とくしまアラートの発動基準としては、①~⑤の指標を総合的に判断してステージを決定する。  
 ※地方部においては、特に、①「直近1週間の新規報告者数」、②「感染経路不明割合」を重視する。

5月3日(月)

~

# 本県が「まん延防止等重点措置」の区域に指定された場合の対策(案) 資料4

## 適用区域における対策

※法31-6①:要請に従わない者に対し、命令することができ、従わない場合に過料を課することができる。

- 【必須】 (1) 飲食店に対する時短営業 (20時まで、酒は19時まで) の要請 ( 時短協力金の延長等を伴う) 【法31-6①】
  - 【必須】 (2) 飲食店におけるカラオケ設備の利用自粛の要請 【法31-6①】
  - 【必須】 (3) 飲食店に「入場者の整理」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」などの措置を要請 【法31-6①】
  - 【必須】 (4) 住民に対して20時以降、飲食店に出入りしないよう要請等 【法31-6②】
  - 【必須】 (5) 住民に不要不急の外出・移動の自粛、感染対策を徹底していない飲食店等の利用自粛等への協力要請、不要不急の都道府県間の移動の自粛要請 【法24⑨】
  - 【必須】 (6) 業種別ガイドラインの遵守を要請 (区域内の全ての飲食店等に対し実地の要請) 【法24⑨】
  - 【必須】 (7) 飲食店以外の大規模集客施設※ (1,000㎡以上) に対する時短営業 (20時まで、酒は19時まで) や入場整理等の働きかけ
- ※ 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館、図書館、ホテル・旅館 (集会の用に供する部分)、運動施設、遊技場、遊興施設、物品販売店舗 (生活必需品除く)、サービス業店舗 等
- 【必須】 (8) 交通事業者に対する主要ターミナルでの検温の実施等の依頼
  - (9) 県主催の集客イベントの延期又は中止
  - (10) 高齢者施設や障がい者施設等での重点的検査の実施
  - (11) 繁華街における飲食店の面的モニタリング検査の実施
  - (12) 令和3年4月末までの雇用調整助成金の特例措置を「6月末」まで延長

## 県内全域における対策

- (1) 適用区域以外の飲食店に対する時短営業 (21時まで、酒は20時まで) の要請期間の延長 (時短協力金の延長を伴う) 【法24⑨】
- 【必須】 (2) イベント主催者に対する規模要件等の設定
  - ※ 「人数上限」は「5,000人」☆、「収容率」は「大声なし」のイベントで「100%以内」、「大声あり」で「50%以内」
  - ☆既にチケット販売済みの場合にはこの限りではない。
- (3) 高齢者施設や障がい者施設等での重点的検査の実施
- (4) 学校における部活動の短時間活動及び対外試合等の禁止 (公式戦は除く)
- (5) 時短営業の影響を受ける飲食関連事業者への一時支援金

(案)

令和 年 月 日

政府対策本部長

内閣総理大臣 菅 義偉 様

徳島県対策本部長

徳島県知事 飯泉 嘉門

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく  
まん延防止等重点措置の公示に関する要請について

徳島県においては、3月後半以降の、関西圏における変異株による感染拡大の影響を受け、4月以降、徳島市を中心に感染が急拡大しております。

県としても、県民に対する「感染防止対策の徹底の呼びかけ」に加え、「飲食店への営業時間短縮の要請」や「飲食店へのモニタリング検査の実施」、「帰省される方に対する事前PCR検査の受検支援」などを実施し、感染拡大の防止に努めているところですが、「直近1週間の新規陽性者数」や「確保病床の使用率」、「療養者数」が「ステージIV」の基準を上回っており、感染拡大に歯止めがかかっておらず、医療提供体制の逼迫度合いが日々増大しています。

こうした中で、全国的な感染の拡大傾向、特に、大阪府や兵庫県において感染拡大が深刻度を増している状況に鑑み、これら地域との人流が多い本県においては、変異株の脅威を迎え撃つための「防御的な措置」として、「まん延防止等重点措置」による集中的な感染防止対策を取ることが必要との結論に達し、本日、県対策本部会議を開催し、まん延防止等重点措置の適用を国に要請することを決定いたしました。

つきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づき、本県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示するよう要請いたします。